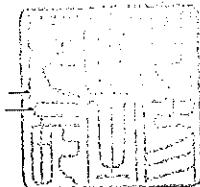


4児家第886号
令和4年12月8日
(2022年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

家庭児童相談システムの更新に伴う機能拡張及びタブレット端末の導入に係る個人情報の保護について

家庭児童相談システムの更新に伴う機能拡張及びタブレット端末の導入に係る個人情報の保護について

1 暗問する項目 (暗問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項から第3項)
2 対象業務	家庭児童相談システムの更新に伴う機能拡張及びタブレット端末の導入業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>現行の家庭児童相談システム（以下「システム」という。）は、導入から10年以上経過し、帳票の出力等の機能が不十分で非効率的であるため、システムを更新する必要があります。</p> <p>また、児童虐待等に関する家庭児童相談業務においては、対象者の情報は、現行では紙媒体でケース記録（基本情報（氏名、生年月日、住所、家族構成等）、資料（痣・怪我の写真、関係機関からの提供情報）、経過記録（手書きやシステムに登録したデータを出力したもの））を管理しています。しかし、関係機関との協議などではケース記録等を持ち出す必要があることや、ケースの長期化や件数の増加等による紙媒体のケース記録の保管スペースの問題などがあります。</p> <p>そこで、システムの更新にあたり、紙媒体のケース記録をシステムに取り込むことができるよう機能拡張を行うとともに、セキュリティ対策を施したタブレット端末により対象者の必要な情報の持ち出しを可能とするものです。</p> <p>2 効果</p> <p>（1）十分なセキュリティ対策を施すことにより、対象者情報の持ち出し時の安全性の向上に寄与します。</p> <p>（2）システムを更新することによる機能拡張とケース記録のデータ化により、業務の効率性が向上します。</p> <p>（3）紙媒体のケース記録をデータ化することにより、保管スペースの問題を解消することができます。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>（1）既存の紙媒体のケース記録のPDF化及びシス</p>

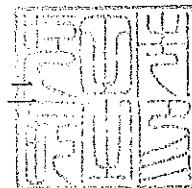
	<p>ムへの取り込みは、時限的に会計年度任用職員を配置して対応します。</p> <p>(2) 新たに取得した紙媒体の資料の PDF 化及びシステムへの取り込みは、取得後速やかに職員が行います。</p> <p>(3) 保有する必要がなくなったデータは、文書の保存区分に基づき、システムの機能により削除し、削除リストは紙媒体で保管します。</p>
4 個人情報の内容	<p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) システムは、従来と変わらず、インターネットには接続しない独立したネットワーク環境 (SJ ネットワーク) で運用します。</p> <p>(2) タブレット端末にダウンロードするデータにはパスワードをかけます。</p> <p>(3) タブレット端末へのデータのダウンロードは情報政策室からの遠隔操作により実施します。</p> <p>(4) タブレット端末を持ち出す際と返却する際は、管理簿に必要事項（借用者、持ち出し時間、返却時間、データの消去）を記入します。</p> <p>(5) タブレット端末のロックを解除するには、ID・パスワードの入力に加え、指紋等による生体認証を要することとします。</p> <p>(6) タブレット端末はオフラインでのみ使用できるものとします。</p> <p>(7) タブレット端末にダウンロードしたデータは、協議等での使用終了後、速やかに職員で削除し、管理簿に記載します。万一、データの削除を失念した場合でも、指定時間になると自動的に削除される仕組みです。</p>

5 審議に諮る理由	<p>システム更新に伴う機能拡張により、新たに取り扱う個人情報が発生するとともに、同システムと連携可能なタブレット端末を新たに導入することが、吹田市個人情報保護条例第12条第1項に該当し、審議会の意見を聴かなければならないため。</p> <p>また、取扱う個人情報はセンシティブな個人情報となります、効果的な家庭児童相談業務を遂行するためには、同システムの機能拡張及びタブレット端末の導入は不可欠であり、かつ、紙媒体での持ち出しよりも安全性の向上に寄与し、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと考えるため、同条第2項及び第3項に該当し、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
6 今後の予定	令和6年4月1日 稼働予定
7 担当室課	児童部家庭児童相談室

4下管第585-4号
令和4年12月6日
(2022年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

公共下水道台帳システムデータベース一元化業務に係る個人情報の保護について

公共下水道台帳システムデータベース一元化業務に係る個人情報の保護について

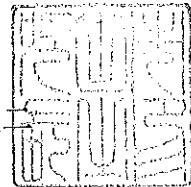
1 暗問する項目 (暗問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2 対象業務	公共下水道台帳システムデータベース一元化業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>公共下水道台帳は、下水道管渠の埋設状況を地図情報として図面化したもので、紙ベースのほか、公共下水道台帳システム（以下「システム」という。）を導入しています。また、下水道の維持管理業務や整備改良業務においては、事業者等から提出される申請書など膨大で多岐にわたる書類があり、業務に応じて過去に提出された書類を確認する必要があります。現行の手順は、紙の管理簿（位置図等）より管理番号を確認し、同番号をもとに書類を綴じた簿冊を書庫へ確認に行くというものです。</p> <p>このたび、管理簿（位置図等）や簿冊に綴じられた書類をPDF化し、システムで一元管理することにより、地図情報上で必要な書類データの確認を可能にしようとするものです。</p> <p>2 効果</p> <p>紙ベースで管理していた書類をシステム上で確認可能となることにより、内部事務の効率化を図ることができます。ほか、窓口に来られた市民や事業者、電話に対する速やかな対応を可能にし、市民サービスの向上にも寄与します。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>(1) 既に保有している書類は、そのPDF化とシステムへの取り込みを業務委託します。また、今後、新たに取得する書類は、取得後速やかに職員でPDF化し、システムに取り込みます。</p> <p>(2) 下水道部管理の公共下水道施設や他企業管理施設（電柱等）が撤去されたりするなど、保有する必要がなくなった書類及び書類データは、文書の保存区分に基づき保存期間を過ぎた文書は紙及びデータ共、職員で廃棄します。廃棄は記録簿を作成し管理していきます。</p>

	<p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 別紙1「システム構成」のとおり、インターネットから分離された下水道部独自のネットワーク環境です。</p> <p>(2) ログインID、パスワードによりアクセス権限を設定し、不正な使用・閲覧を防止します。</p>
4 個人情報の内容	別紙2参照
5 審議に諮る理由	今回の業務が、これまで紙資料で管理・保管していた各種資料をシステムによる一元管理及び紙資料のデジタル化を図るものであり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項に基づき、審議会の意見を聽かなければならないため。
6 今後の予定	令和6年4月1日 稼働予定
7 担当室課	下水道部管路保全室

4 市 総 第 5162 号
令和 4 年 1 月 15 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭二



個人情報保護法の改正に伴う吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）
の策定について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）の策定について

吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）の策定について

1 暗問する項目 (暗問の根拠)	吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）（以下「管理要領」という。）の策定について (吹田市個人情報保護条例第38条第2項)
2 対象事項	「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。令和5年4月1日施行）の規定による市の保有個人情報の取扱いに係る安全管理措置に係る要領（案）の策定
3 対象事項の概要	<p>1 策定の根拠 法第66条第1項 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 策定に当たって (1)国の事務対応ガイドに示された「(別添)行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。別添のとおり）や、国で先行して策定された保有個人情報等保護管理規程等を参考としました。 (2)管理要領（素案）の規定と、本市情報セキュリティポリシー（別添のとおり）に規定する内容の整合を図るため、行政経営部情報政策室との間で確認作業を行いました。</p> <p>3 特定個人情報の取扱いとの関係 本市では、平成27年11月に吹田市特定個人情報の適正な取扱いに関する指針を制定し、特定個人情報の安全管理措置を講じています。本件管理要領策定後においても、引き続き、特定個人情報に係る指針に基づいて特定個人情報を取り扱います。</p> <p>市が保有する個人情報の適切な管理を行うための本件管理要領には、特定個人情報も含みますので、先行して策定された国の機関の保有個人情報等保護管理規程等を参考とし、必要とする部分の規定に、特定個人情報の取扱いに係る内容を加えています。（別添参考資料のとおり）</p> <p>4 管理要領（素案）の概要 行政機関の長等が講じなければならない「安全管理のために必要かつ適切な措置」とは、組織的安全管理措置（組織体制の整備等）、人的安全管理措置（従事者の教育）、物理的安全管理措置（個人情報を取り扱う区域の管理等）、技術的安全管理措置（アクセス制御等）、外的環境の把握（保有個人情報が取り扱われる外国の特定等）、保有個人情報の適切な取扱い（保有個人情報等の提供及び業務の委託、安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施）等です。</p>

4 審議に諮る理由	法の規定により保有個人情報に係る安全管理措置を講じることは、本市における個人情報保護制度を適正に運用していく上での重要事項に当たるため
5 今後の予定	管理要領（案）についての答申結果を基に、市の内部手続きを経て、管理要領を策定します。 策定後は、管理要領の周知徹底を図るため、今年度中に職員等に向けた研修を実施します。
6 管理要領施行日	令和5年(2023年)4月1日を予定 (法及び法施行条例の施行期日と同じとします。)
7 担当室課	市民部 市民総務室